

政策Ⅱ-1-(4)-③

1. 政策及び16年度重点施策等

政策	公認会計士監査の充実・強化
16年度 重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ① 金融庁による公認会計士等に対する監督 ② 公認会計士・監査審査会による日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューのモニタリング ③ 公認会計士・監査審査会による公認会計士試験の厳正かつ効率的な実施 ④ 新制度による公認会計士試験の実施等に向けた準備
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ① 金融庁による公認会計士等に対する処分状況（処分件数） ② 公認会計士・監査審査会の開催状況（開催実績）、公認会計士・監査審査会による品質管理レビューのモニタリング実施状況（報告受理件数、審査件数、立入検査件数、勧告件数） ③ 公認会計士・監査審査会の開催状況（開催実績）、公認会計士・監査審査会による公認会計士試験の実施状況 ④ 公認会計士・監査審査会の開催状況（開催実績）、新制度による公認会計士試験の実施等に向けた準備状況

2. 政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	国民が金融サービスを適切に利用できること
重点目標	企業内容の情報開示が十分行われていること

3. 政策の内容

我が国の金融システムは、有効な価格メカニズムの下でリスクが適切に管理・配分される市場機能を中核としたものとなっていくことが必要であり、これを実現するためには、市場への信認が確固としたものとなる必要があります。

これに関連して、証券市場がその市場機能を有効に発揮するための基礎となるディスクロージャーの適正性を確保するためには、財務諸表等の信頼性を担保するための制度としての公認会計士監査を一層充実させ、厳格な監査を実施することが必要です。また、資本市場の国際的な一体化の進展等を背景として、企業のディスクロージャーに対する国際的な信頼を高め、ひいては我が国企業の国内外における円滑な資金調達等を図る観点からも、その国際的な信頼の向上を図り、公認会計士監査を充実・強化する必要があります。

このため、金融庁としては、公認会計士等に対する処分等についての体制整備やルールの明確化を図りつつ適切な処分等を行うこと、公認会計士・監査審査会において、品質管理レビューのモニタリングの実施を行うこと、公認会計士試験の実施及び新制度の実施に向けた準備を行っていくこととしています。

4. 平成 16 事務年度における事務運営についての評価

「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方」を公表し、処分の基準をできるだけ具体化・明確化したことは、公認会計士監査の充実・強化に寄与するものと考えています。

『日本公認会計士協会が行う品質管理レビュー』の実態把握及び提言の取りまとめ並びに継続的なモニタリングの実施は、協会の品質管理レビューの一層の機能向上に資することにより、我が国の監査の質の確保と実効性の向上に寄与するものと考えています。

また、監査法人等に対する公認会計士法に基づく処分を通じて得られた教訓は、17年7月に公開草案が公表された監査に関する品質管理基準の策定等に生かされています。

更に、公認会計士試験を厳正に実施するとともに、新制度による公認会計士試験の実施等に向けた準備を進めることにより、財務諸表の適正性を担保する監査業務の担い手である公認会計士の輩出及び新公認会計士試験の実施に係る事務効率化に寄与するものと考えています。

5. 今後の課題

日本公認会計士協会が品質管理レビューの対象範囲の拡大を行ったことにより、平成 17 年度より品質管理レビューの報告件数の増加が見込まれています。また、『実態把握及び提言』を受けた日本公認会計士協会の品質管理レビューについて、一層の機能向上を嚆矢とし、それを踏まえたより深度あるモニタリングを実施する必要があります。更に、監査法人の内部統制や品質管理の向上及び監査基準をめぐる国際的な動向等を踏まえた監査基準の改訂について、今後、所要のとりまとめ作業を行う必要があります。

また、公認会計士試験システムの適正かつ受験者の利便に資する運用を確保するため、18 年度において、予算・機構定員要求を行う必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。